



島根県報

平成22年5月11日（火）

号外第107号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第348号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年5月11日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	掛合上阿井線	雲南市吉田町吉田1046番6地先から同812番3地先まで	前	メートル 8.50～ 11.50	メートル 1,308.00	雲南県土整備事務所 交通安全工事 歩道新設
			後	10.50～ 23.00	1,308.00	

島根県告示第349号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田阿武線	益田市市原町イ224番5地先から同町イ659番2地先まで	メートル 277.00	平成22年 5月11日	益田県土整備 事務所	
〃	益田種三隅線	益田市東町ロ1133番6地先から同1015番1地先まで	76.00	平成22年 5月19日		